令和4年3月農業委員会総会 議事録

開催日時 令和4年3月16日(水)午前9時30分~

開催場所 橋本市民会館 1階 ギャラリー

出席委員 (農業委員)

1番	和田 守央	0	2番	釜谷 弘	\circ	3番	佐藤 正幸	\circ
4番	中谷 一民	\circ	5番	畑 昌男	\circ	6番	林 義文	0
7番	大西 敏夫	0	8番	田中 里美	0	9番	森口 佳幸	0
10番	廣田 征男	\circ	11番	池田 泰子	\circ			

(農地利用最適化推進委員)

橋本	山本 裕之	×	山田	山本 雄三	\bigcirc	山田	笠原 伸也	\circ
紀見	嶋 鎌三	\circ	紀見	森本 芳克	\circ	隅田	中岡 耕二	\circ
隅田	島野 豊和	\circ	恋野	出山 泰久	\circ	学文路	峠 清彦	\circ
学文路	大上 史郎	\circ	高野口	大矢 泰弘	\bigcirc	応其	尾上 文啓	\circ
信太	坂口 佳弘	0	信太	小谷 純一	0			

議事録署名委員 ※上記表中の「◎」

書 記 橋本市農業委員会事務局

議 案 第1号 非農地証明願について

第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

第3号 農地法第4条の規定による許可申請について

第4号 農地法第5条の規定による許可申請について

第5号 和解の仲介の申立てについて

第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による利用権の設 定について

第7号 同(中間管理事業分)

傍聴人 なし

(開会)

事務局 ただいまから令和4年3月農業委員会総会を開催します。

会長よりの挨拶の後、会議規則により議事の進行をお願いしま

す。

会長 一会長挨拶一

議長 議案の審議に先立ち、議事録署名人の選任を行います。

議席番号6番 林 義文委員

議席番号8番 田中 里美委員を指名します。

書記には、事務局職員を指名します。

(議案第1号 非農地証明願について)

事務局 議案第1号について議案書を基に説明

議長担当委員より調査結果の報告をお願いします。

釜谷委員 ●提出番号1番

現況から見て農地として復活できないと判断します。

議長 議案第1号について質疑ございませんか。

質疑がないようですので、議案第1号について承認することに

ご異議ございませんか。

委員 異議なし。

(議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について)

事務局 議案第2号について議案書を基に説明

議長 担当委員より調査結果の報告をお願いします。

畑委員 ●提出番号1番

本来の耕作地と隣であり、計画性が良好で問題なしと思慮します。

●提出番号2番

前回の申請と同様に、計画実行の見守りが必要と考えます。

佐藤委員 ●提出番号3番

今までとおり耕作をしていただけるため、問題ありません。

釜谷委員 ●提出番号4番

譲渡人は住まいが大阪市で戻ってくる可能性がなく、譲受人の 隣接地であり、特に問題ないと考える。 中谷委員 ●提出番号5番

農村生活に憧れると共に、農業に関心を持っており、精励する と思われ適当と考える。

議長 議案第2号について質疑ございませんか。

質疑がないようですので、議案第2号について許可することに

ご異議ございませんか。

委員 異議なし。

(議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について)

事務局 議案第3号について議案書を基に説明

議長 担当委員より調査結果の報告をお願いします。

佐藤委員 ●提出番号1番

問題ありません。

田中委員 ●提出番号2番

畑としては使用されておらず、申請としては適当です。

議長 議案第3号について質疑ございませんか。

質疑がないようですので、議案第3号について許可相当とする

ことにご異議ございませんか。

委員 異議なし。

(議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について)

事務局 議案第4号について議案書を基に説明

議長 担当委員より調査結果の報告をお願いします。

佐藤委員 ●提出番号1番、2番(一体計画)

特に問題ありません。

釜谷委員 ●提出番号3番

申請人は親子関係にあり、隣接地の同意も得ているため特に問題はない。

廣田委員 ●提出番号4番

現地調査の結果適当と認めます

議長 議案第4号について質疑ございませんか。

質疑がないようですので、議案第4号について許可相当とする

ことにご異議ございませんか。

委員 異議なし。

(議案第5号 和解の仲介の申立てについて)

農地法第25条には、農業委員会がその紛争について和解の仲介を行うことが困難又は不適当であると認めるときは、申し立てをした者の同意を得て、都道府県知事に和解の仲介を行うべき旨の申し出をすることができるとされています。

既に県知事への移管について、申立人双方から同意を得ていますので、本件を県知事に移管することについて議決を求めるものです。

議長 議案第5号について質疑ございませんか。

質疑がないようですので議案第5号について、農地法第25条 の規定に基づき、県知事に移管することに、ご異議ございません か。

委員 異議なし。

(議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による利用権の設定 について及び議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による利 用権の設定について(中間管理事業分))

議長 議案第6号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による利用権の設定について」並びに議案第7号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による利用権の設定について(中間管理事業分)」は橋本市農業委員会会議規則第9条の規定に基づき一括審議といたします。

事務局 議案第6号・7号について議案書を基に説明

議長 議案第6号・7号について質疑ございませんか。

質疑がないようですので議案第6号・7号について承認することにご異議ございませんか。

委員 異議なし。

(閉会)

議長 以上で、本日の農業委員会総会に付議された議案はすべて終了 しました。

令和4年3月農業委員会総会を閉会いたします。

橋本市農業委員会会議規則第18条第2項の規定により記名押印する。

 橋本市農業委員会
 議長(会長)
 池田 泰子
 印

 署名委員
 林 義文
 印

 署名委員
 田中 里美
 印